

保育理念

心身ともに健やかな子どもを育てる

保育目標

- 健康で豊かな感性を育む
- 『食べる・眠る・遊ぶ』を通して一人一人の子どもの欲求を満たし情緒の安定を図る
- 集団生活の中でお互いを思いやる心を育てる

保育方針

- 十分に体を動かし常に五感を育てる
- 子ども一人一人がのびのびと安心して生活できる環境を整える
- 子どもの気持ちを受け止め友だちとの関わりを促す
- 基本的な生活習慣を身につけるとともに自主性や協調性を養う
- 異年齢保育の機会を持つことにより社会性を育む

保育園概要

- <経営主体> 社会福祉法人 明誠会
- <施設名> あげぼし保育園
- <所在地> 栃木県河内郡上三川町上三川 4 9 4 0
TEL 0285(56)7973 FAX 0285(56)7986
- <開園> 1979(昭和 54)年 4 月 1 日 小規模乳児保育園として開園
2017(平成 29)年 4 月 1 日 新園舎にて就学前までの保育開始
- <定員> 90 名(平成 29 年 4 月 1 日より)
- <保育期間> 0 歳児～就学前 <保育特徴> 体調不良児保育
- <敷地面積> 敷地 1785.00 m² 園舎 620.87 m² 園庭 627.77 m²
- <職員> 理事長 萩原 始子
園長 ジヴニーかおり
統括主任 藤田 美穂
保育主任 1 名/ 保育士 18 名/看護師 2 名/栄養士 1 名/調理員 2 名

<クラス構成>

0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
ひよこ	あひる	りす	うさぎ	ぱんだ	きりん

- <嘱託医> 小児科医 横田 京子 (JCHO うつのみや病院)
歯科医 高品 寿子 (黒崎歯科医院)

<開園時間> 7:15~18:15

<保育時間>

● 標準時間認定 平日 8:30 ~ 16:30(基本保育時間)

□ 早朝保育 7:15 ~ 8:30

□ 夕方保育 16:30 ~ 18:15

□ 延長保育(有料) 18:15 ~ 19:15

土曜保育 土曜 8:30 ~ 16:30(基本保育時間)

早朝保育 7:15 ~ 8:30

夕方保育 16:30 ~ 18:15

● 短時間認定 平日 8:30 ~ 16:30(基本保育時間)

延長保育(有料) 7:15~8:30/16:30~19:15

土曜保育 8:30~16:30(基本保育時間)

土曜延長保育(有料) 7:15~8:30/16:30~18:15

<休日> 日曜日・祝祭日・年末年始・その他園が定めた休日

<1日の過ごし方> ∴年齢及び個々の生活リズムに合わせて行います。

7:15~ 早朝保育(合同保育) 自由遊び

9:30 朝の会(うた・あいさつ) おやつ(0・1・2歳児)

クラス活動

11:15~ 給食

12:30 午睡準備

~15:00 午睡

15:30 おやつ

16:00 帰りの会(うた・あいさつ)

16:45 夕方保育(合同保育) 自由遊び

18:15~19:15 延長保育(有料)

<年間行事> 太字は保護者参加行事となります。毎月誕生会、身体測定、避難訓練を行います。

4月	<u>入園/進級のつどい</u>	5月	子どもの日のつどい 健康診断(内科/歯科)	6月	<u>保育参観</u> 尿検査
7月	七夕会	8月		9月	
10月	<u>運動会</u> 健康診断(内科/歯科)	11月	尿検査	12月	クリスマス会 <u>園児発表会</u>
1月		2月	節分	3月	ひな祭り会 <u>卒園式</u>

園生活について

<登園>

- ① 9：30までの登園にご協力ください。
- ② 欠席/遅刻等の場合は当日の8：30までに必ず連絡してください。特に離乳食やアレルギー一対応食の方はできるだけ早めにお知らせください。また、行政の指導によりお子様の安否確認を必ず行う必要がありますので、連絡なく欠席されている場合は園よりお電話を致しますので、ご承知おきください。
- ③ 朝食は午前中の活動を充実させるためにとっても大切です。朝食はしっかりと食べてきてください。
- ④ 登園時に朝食を食べながら、また衣服に食べこぼしが付いていますと誤食等の事故の原因となりますので、登園時に衣服の確認をお願いします。
- ⑤ 3歳児クラス以上には『出席ノート』がありますので、お子様と一緒に楽しみながら貼れるよう、時間に余裕を持って登園してください。
- ⑥ 授乳期のお子様は授乳を済ませ、おむつ替えをしてからお預かりできるようお願いします。
- ⑦ 乳児はおむつ替え、幼児はトイレを済ませてからお預かりいたします。

<降園>

- ① お迎えの時間がいつもと違う時には必ず連絡をお願いします。(延長保育利用の方は必ず延長保育時間の前までにご連絡ください)
- ② いつもと違う方がお迎えの時には、事前にお知らせください。
- ③ お迎え時には駐車場が混雑し周りの方のご迷惑になりますので、速やかにお帰りください。

<登降園時>

- ① 私物カゴの整理・整頓・中身のチェックと補充をお願いします。
- ② 各クラスでお支度する際、お子様も一緒に保育室へ入り、目を離さないようお願いいたします。くれぐれもお子様だけで園庭で遊ぶことのないよう、事故防止にご協力をお願いします。

<園と家庭の連絡>

- ① 毎月『園だより』と『給食献立表』を配布しますので、必ず読んでください。
- ② 0・1・2歳児は毎日おたより帳に家庭での様子や健康状態等の記入をお願いします。園ではその日の様子や健康状態等をおたより帳や口頭でお伝えします。

- ③ 3歳児以上はその日の様子を各クラスのホワイトボードでお知らせします。健康等は口頭または出席ノートに記入してお伝えします。
- ④ 特に健康面に関すること（予防接種等の情報も含む）はご家族の様子なども含めて必ずご記入ください。（感染症予防のため）
- ⑤ 掲示板及びホワイトボードにもお知らせを掲示することがありますので、必ず目を通してください。
- ⑥ お預かり中の病気や怪我の際の連絡方法は、確実な連絡が取れるよう、下記の順となります。

<緊急連絡先> ①②父母職場 ③④父母携帯 ⑤その他連絡先

お仕事以外の理由でお預かりの場合はその旨を必ず伝え、日中連絡がつく連絡先も合わせてお知らせください。

- ⑦ 保護者様の職場連絡先が変更になる場合や自宅・携帯の番号に変更があるときには、必ずお知らせください。
- ⑧ 保育園を休む際は必ず『お子様の名前・クラス名・欠席理由』をお伝えください。また、長期間にわたりお休みする場合もご連絡をお願いします。入退院をした場合もその都度、お知らせください。

<給食・おやつ>

- ① 当園は完全給食です。
- ② 3歳児以上のお子様につきましては給食費として1ヶ月¥7,000 集金します。
- ③ スプーン、フォークは当園で用意いたしますが、3歳児後半からお箸を使用していきますので、各自ご用意ください。
- ④ 食物アレルギーのあるお子様は、代替食または除去食での対応となります。摂取できない食品がある場合には、医師の診断書をご提出ください。また発達の状況により、半年ごとに受診の上各種申請書を提出してください。入園時にもご提出ください。
- ⑤ 除去食につきましては、対応ができない場合もありますことをご承知おきください。
離乳前・離乳食中のお子様のミルクや離乳食についても、特別な場合を除き園で用意します。
- ⑦ 2歳児までは午前と午後のおやつ、3歳児以上は午後のおやつのみ提供となります。

<午睡について>

- ① 寝具は個人で用意してください。（敷布団/敷布団カバー/タオルケット/毛布(冬)/布団袋）掛け布団と枕は必要ありません。
- ② 毎週金曜日にお持ち帰り、洗濯をして月曜日に清潔な寝具をお持ちください。

- ③ 布団は各クラス所定の場所から各自で出し入れしてください。布団袋は園では保管しませんので、各自で管理をお願いします。

<慣らし保育について>

- ・ 保育園での生活は、今までのお子様を取り巻く生活環境から異なることとなります。これはお子様にとって大きな負担となりますことから、集団生活に慣れるまで、少しずつ保育時間を延ばしていく『慣らし保育』を行っています。

登園初日 9：00～10：00の1時間保育

2日目以降 0～2歳児 2週間を目安に保育

3～5歳児 1週間を目安に保育

∴保育期間はあくまでも目安です。お子様の状況に合わせて調整いたします。

<延長保育について>

- ① 止むを得ずお仕事が遅くなる場合のみ、延長保育を実施します。(有料)

標準時間認定 18：15～19：15

短時間認定 7：15～ 8：30

16：30～19：15

- ② 延長保育が必要となる場合は必ず延長保育時間の前までの連絡をお願いします。
- ③ 10分経過毎に100円が加算されます。延長保育料金は翌月始めに集計し、請求させていただきます。必ず1週間以内に納めてください。

<土曜保育について>

- ② 土曜日保育はご家族全員が仕事で、お子様の保育ができない場合のみお受けいたします。
- ② 利用希望の場合は、前月25日までに土曜保育希望申込書と勤務証明書（保護者様の人数分）を提出してください。期日を過ぎた場合はお受けできないこともありますのでご注意ください。（園ホームページからダウンロードできます）
- ③ 利用時間は18：15までです。延長保育はありません。終業次第お迎えをお願いします。
- ④ 冠婚葬祭・学校や地域の行事等、仕事以外のご利用はできません。
- ⑤ 勤務証明書は必ず職場で記入をしてもらってください。
- ⑥ 園行事の開催により土曜日保育をお休みする日が年に数回あります。年間行事予定でお知らせしますので、ご協力をお願いいたします。
- ⑦ 平日に代休等、保護者様の休業日がある場合は、家庭保育にてお子様との時間を大切にお過ごしください。

<集金について>

- ・主食費（3歳児クラス以上） 1ヶ月 7,000円（主食費¥2000 副食費¥5000）
- ・保護者会費（全クラス） 1ヶ月 300円
- ・月刊絵本代（0・1歳児希望者） *絵本により価格が異なります
（2歳児以上全員）

- ① その他行事や教材購入の際などに実費徴収をお願いすることがあります。
- ② 保護者会費は1回/1年、行事費及び月刊絵本代は半年ごとの集金となります。
- ③ 集金袋をお渡ししますので、お釣りのないよう1週間以内に納めてください。
- ④ 必ず朝の登園時に保育士に直接手渡してください。土曜日や夕方のお迎え時にはお預かりできませんのでご了承ください。

<送迎時の注意>

- ① 園内の駐車スペースに限りがあるため、送迎時間帯は非常に混雑します。まず大人がルールを守り、事故防止を心がけましょう。
- ② お子様の安全確保のため、駐車場や周辺道路においては、常に徐行運転をお願いします。また、一般車両の通行の妨げになりますので路上駐車は絶対にしないでください。
- ③ 車と園舎との行き来の際には必ずお子様の手をつなぎ、目を離さないようにしてください。
- ④ 園児の飛び出し事故防止のため、園庭の門は必ず閉めてください。
- ⑤ 駐車中は、わずかな時間でも必ずエンジンを止め施錠してください。
- ⑥ お子様は、後部座席にチャイルドシートを装着し、安全を確保して乗車することが法律で義務付けられています。

<震災等緊急時の対応>

- ・ 大規模な自然災害等で交通や通信網が遮断された場合は、安全を確保しながらお迎えまでお預かりいたします。危険と判断した場合には、指定避難場所の上三川小学校へ避難します。電話等の不通が考えられますので、震度5以上の揺れの場合はご自身の安全を確保した上でお迎えに来てください。

<その他>

- ① 退職した場合や妊娠等、生活状況に変化があった場合は行政に報告させていただきます。
- ② お子様に虐待の疑いがある場合、児童相談所や行政への通告が義務付けられておりますので、直ちに通告します。
- ③ 登降園は保護者様の出勤時間に基づいて、朝は遅い出勤の方に送っていただき、お迎えははやく来られる方にきていただき保育時間が必要以上に長くならぬよう適正にご利用ください。保育時間は、原則として保護者様の通勤時間+自宅と園、職場と園の移動時間となります。
- ④ 園には不必要なものは持たせないでください。(おもちゃ、お金、食べ物等)
- ⑤ 持ち物や衣類には全て記名をお願いします。記名がない場合はこちらで記名する場合がありますので、ご了承ください。
- ⑥ 住所・電話番号・家族構成・職場等に変更があった場合や退園される場合は、速やかにお知らせください。
- ⑦ 保護者様がお休みの日は、お子様との時間を大切にお過ごしください。

<個人情報保護に関する取り扱いについて>

当園では保育園の利用の際にご提出いただきました園児及び保護者様の個人情報の管理に、適切な安全策の実現に努めます。

1. 当園を利用される園児及び保護者様に関しまして、個人を認識できる情報や園児の発達に関する情報、または保護者様の勤務先等の情報は、取得の目的以外には一切使用いたしません。
2. 当園は提供・収集された個人情報を法令等に基づく場合等正当な理由のある場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。
3. 当園は個人情報を収集または利用するにあたっては、その目的を明確にし目的の範囲以内で適正に利用します。また当該個人情報の所有者であるご本人からの問い合わせあるいは開示に関わる同意書を提出していただいた際の対応とします。
4. 当園利用申し込み手続き等で提出していただいた個人情報は、当園で安全に管理いたします。
5. 当園にて収集した個人情報につきましては、法令に定める期間を保管したのち責任を持って廃棄致します。
6. 当園ではホームページを開設しております。写真等の掲載に関しては別紙の『広報物等掲載承諾書』を提出してください。
7. 個人情報の提供は任意となっておりますが、提供をされない場合は登園のご利用をお断りする場合がありますので予めご了承ください。

<日本スポーツ振興センターについて>

お子様が園内で怪我をしたり給食等により集団的疾患となった場合、皆様の加入している健康保険で治療を受けていただき、保険で給付できない自己負担分を日本スポーツ振興センターが負担いたします。

掛金 375円（一人） 内保護者負担金240円 残額135円は園で負担します。

持 ち 物

持ち物は年齢によって異なります。下記の表を参考の上ご準備ください

☆0・1歳児クラス

毎日持ってくるもの	園に置いておくもの *毎週持ち帰り
通園バッグ <ul style="list-style-type: none"> ・ 紙おむつまたは紙パンツ(8枚) ・ 着替え上下 (3枚以上) ・ 肌着 (3枚以上) ・ スタイ (3枚以上) ・ おしぼり付き手拭きタオル ・ ループ付き手拭きタオル ・ 手拭きタオル入れジップロック(大) ・ 汚れ物入れ専用袋(エコバッグなど) ・ 使用済みおむつ入れ持ち手付きビニール袋(大) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ おしり拭き (2袋) ふたも必要 ・ 箱入りビニール袋 ・ 持ち手付きビニール袋(大) (3枚程度) <ul style="list-style-type: none"> * おむつ替えマット * 帽子

☆2・3・4・5歳児クラス

毎日持ってくるもの	園に置いておくもの *毎週持ち帰り
通園用リュック <ul style="list-style-type: none"> ・ お箸 (3点セットは不可) ・ 歯ブラシ/コップ/巾着袋 ・ おしぼり用手拭きタオル (3枚) ・ ループ付き手拭きタオル ・ 手拭きタオル入れジップロック(大) ・ 汚れ物入れ専用袋 (エコバッグなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着替え上下 (2枚以上) ・ 肌着 (2枚以上) ・ 布パンツ (2枚以上) ・ おしり拭き (1袋) ふたも必要 ・ 箱入りビニール袋 ・ レジ袋大 (3枚程度) <ul style="list-style-type: none"> * パジャマ/パジャマ入れ巾着袋 * おむつ替えマット (3歳まで使用) * 園指定カラー帽子

☆全クラス

* 午睡用品
敷布団・敷布団カバー・布団袋・タオルケット・掛け毛布 (冬)

持ち物について

- ① 衣類やスタイの枚数は季節やお子様によって使用頻度に差があります。毎日、バッグやリュックの中身やロッカー（2～5歳児）を点検し補充してください。
- ② できるだけ上下別々のものや、お子様自身が着脱しやすく、動きやすい衣類をご用意ください。ロンパースタイプの肌着はご遠慮ください。
- ③ 季節の変わり目は寒暖の差がありますので、調節しやすい衣類をご用意ください。
- ④ すべての持ち物や衣類、紙おむつ/紙パンツ(後ろ面)に名前を書いてください。また薄くなったり消えた時は書き直してください。
- ⑤ 歯ブラシ、ジップロック、おしぼり、スタイ等はカビ、臭い、破損を確認していただき、適時交換をお願いします。
- ⑥ サンドルや長靴、ブーツの使用はご遠慮ください。
- ⑦ ジャンパー、コート以外のフード付き衣服（パーカー等）は事故防止のため園では使用できません。
- ⑧ ご不明な点がございましたら、お気軽にお尋ねください。
- ⑨ 2歳児以降のおしり拭きはトイレに流せるものを持ってきてください。
- ⑩ 通園用リュックはお子様自身が出し入れしやすいものをご用意ください。

園全体で使用するもの

- ・年度始めに園児1名につきティッシュ5箱、雑巾3枚（新品）の寄付をお願いします。（無記名）
- ・0歳児クラスで哺乳をするお子様は哺乳瓶、乳首（新品）の寄付をお願いします。（母乳実感哺乳瓶 240ml またはピジョン哺乳瓶 240ml）

持ち物のおよそのサイズ

- ・おしぼり用手拭きタオル……約 30 cm×30 cm
- ・箱入りビニール袋 ……約 25 cm×35 cm
- ・おむつ替えマット ……約 40 cm×60 cm
- ・歯ブラシ/コップ入れ用巾着袋とパジャマ入れ巾着袋は、お子様が出し入れしやすいように大きめのサイズをご用意ください。

<児童虐待防止措置>

当園では子どもの安全を守るため、生活の『不自然さ』に気づき、各機関と連携を図り虐待防止に努めます。気がかりなことや心配事がある時には、保護者様ひとりで抱え込まずにご相談ください。

○虐待防止責任者 : あげぼし保育園園長

○心配事相談窓口 : 園長・統括主任保育士・保育主任保育士・各担任保育士

<苦情解決窓口の設置>

当園では提供する福祉サービスに係る苦情の対応、円滑な解決を図るため第三者委員を設置しています。

○苦情解決責任者 ; 萩原 始子 (理事長)

○苦情受付担当者 ; ジヴニーかおり (園長)

藤田 美穂 (統括主任)

○苦情解決第三者委員 ; 古口フヂ子 (保護司) 0285(56)2553

遠井 悦子 (元民生委員) 0285(56)2013

(1)苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

(2)苦情受付の報告および確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を、苦情解決責任者と第三者委員に報告し、苦情申し出人に対して報告した旨を通知します。

(3)苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意をもって話し合い解決に努めます。その際、苦情申し出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

(4)都道府県『運営適正化委員会』の紹介

本事業者で解決できない場合は、以下に申し立てることができます。

栃木県運営適正化委員会 028(622)2941

『各事項における同意書』の提出について

社会福祉法人明誠会 あけぼし保育園では、入園にあたりまして下記の事項に関して保護者の皆様に同意書をご提出いただくこととなっております。

つきましては、掲載事項の内容をお読みいただき、承諾のうえ、ご署名及び捺印をお願い致します。

① 個人情報の取扱いについて

保護者の皆様から提供いただきました個人情報の取扱いについて、法に定められた通り厳重に管理致します。詳細はしおりP8をご参照ください。

② 広報物等掲載の承諾について

行事や保育の記録として写真やビデオの撮影を行っております。その記録の一部を園のホームページや行政主催のお祭り等で掲載することをご了承ください。お顔のみの掲載となり、氏名を開示することは一切いたしません。

③ 集金について

当園では、保護者会費、教材費、給食費等保護者の皆様にその都度ご負担いただく集金があります。集金袋が配布されましたら期日までに納入してくださいようお願い致します。

キ リ ト リ

同 意 書

20 年 月 日

私はあけぼし保育園の①～③事項に関して

同意します

同意しません

(どちらかに○印をお付け下さい)

<同意しない場合の理由をお書きください>

保護者氏名 _____ 印

子ども氏名 _____

〈健康管理について〉

★登園

- ・登園前には必ずお子様の検温をお願いします。体調に異変が見られる時は、登園時に必ずお知らせください。
- ・お子様の体調に異変が見られる時は必要に応じて受診を検討していただき、登園できるかどうかの判断を十分にしてくださいますようお願いいたします。感染症の疾患が疑われる時は、特にご配慮をお願いします。
- ・園内で流行している疾患に関しては掲示板、および該当クラスにはクラス前にもお知らせしますので、登降園時必ず確認していただき、受診の際は医師にお伝えください。
- ・送迎者は原則1名とし、在園児以外の兄弟姉妹の保育室への入室はお控えください。
- ・送迎者が体調不良の場合、門の外での引き渡しとなりますので、必ずご連絡ください。

★発熱

- ・登園前の24時間以内に38℃以上の熱が出た場合、又は解熱剤を使用している場合は登園をお控えください。
- ・解熱剤を使わずに37.9℃以下に解熱し、24時間が経過してから登園してください。
- ・37.5℃を超えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良である場合も登園をお控えください。※こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドラインより」

★嘔吐・下痢

- ・嘔吐や、24時間以内に2回以上の下痢がある場合は、登園をお控えください。
- ・症状が回復し、普段通りの生活（食事・排泄・機嫌）が送れるようになってから登園させるようにしてください。症状が回復する前に登園してしまうと、状態の悪化や病気を長引かせてしまうこととなります。また、長時間の集団生活においては、園内での集団感染の危険が伴いますので、症状が落ち着くまではご家庭で療養くださるようお願いいたします
- ・下痢・嘔吐で汚れた衣服は感染症予防の観点から、そのままご家庭に返却させていただきますのでご了承ください。

★保育中の体調不良

- ・38℃以上の発熱症状がみられた場合、保護者様へご連絡いたします。高熱の場合やお子様の状態により、お迎えをお願いさせていただくこともあります。翌日はご家庭で様子をみてくださるようお願いいたします。
- ・再登園の際は、解熱剤を使用せずに37.9℃以下に解熱し、24時間が経過してから登園してください。
- ・嘔吐や、2回以上の下痢、眠れないほどの咳、ぐったりして元気がなく顔色が悪いなどの症状がみられる場合、保護者様へご連絡いたします。
- ・保育時間内に緊急でお子様を病院に連れて行く場合、原則として、保護者様に連絡後、救急車の要請もしくは近隣の病院を利用します。緊急を要すると判断した場合は、受診中または受診後に保護者様に連絡することがありますので、あらかじめご了承ください。

★感染症

- ・感染症の診断を受けましたら、速やかに園へご連絡をお願いします。疾患により、医師または保護者様が記入する、書類の提出が必要となります。(P14～参照)
- ・園での感染拡大を防ぐ為、登園できるかどうか、医師に確認してから登園してください。疾患ごとの登園のめやすは、「感染症にかかった時の登園目安と届け出について」(P14)の「登園のめやす」をご覧ください。
- ・保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の蔓延を防ぐため、ご家族の方が感染症の診断を受けた場合も、必ず園へお知らせください。

★その他

- ・園では与薬は原則行いません。(P15参照) 保育時間内に与薬が必要と医師が判断した場合に限り、対応を検討させていただきますので、園へご相談ください。
- ・公的機関で実施される健診や予防接種は、各家庭において責任を持って行ってください。
- ・園では、嘱託医による健康診断と歯科健診を年に2回、尿検査を年に2回、身体測定を毎月行います。

感染症にかかった時の登園目安と届け出について

日頃より、本園の保育活動にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

お子様が感染症に罹患した際、園に提出していただきたい書類についてお知らせ致します。感染症の種類に応じて、「医療機関が発行する用紙(医師が記入)」「医師の診断を受け保護者が記入する登園届」、「医師の診断を受け保護者が記入するインフルエンザ経過報告書」、「医師の診断を受け保護者が記入する新型コロナウイルス感染症経過報告書」となります。登園のめやすをご確認の上、回復後の登園の際には書類をご提出ください。

感染症の集団発生や流行を防ぎ、子ども達一人一人が快適に、健やかに生活できますよう、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【医療機関が発行する用紙（医師が記入）が必要となる感染症】

感染症名	登園のめやす
麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過していること
風しん	発疹が消失していること
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日以上が経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失していること。又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	医師により感染の恐れがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	医師により感染の恐れがないと認められていること

【医師の診断を受け、保護者が記入する登園届けが必要な感染症】

感染症名	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウィルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
突発性発疹	解熱し機嫌がよく、全身状態が良いこと
伝染性軟属腫（水いぼ）	全ての水いぼを衣類、包帯、ばんそうこう等で覆えること
伝染性膿痂疹（とびひ）	浸出液が染み出ないように、病変部を全てガーゼ等で覆えること
アタマジラミ	出席停止の必要はないが、できるだけ早期に適切な治療をする

【医師の診断を受け、保護者が記入する経過報告書が必要な感染症】

感染症名	
新型コロナウイルス感染症	発症した日を 0 日と数えて 5 日を経過し、かつ症状がなくなっ てから 24 時間を経過していること
インフルエンザ	発症した日を 0 日と数えて 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日 を経過していること

※「登園届」、「インフルエンザ経過報告書」、「新型コロナウイルス感染症経過報告書」はホームページからダウンロード出来ます。

登園届(保護者記入)

あけぼし保育園施設長様

_____組

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※該当疾患に○をお願いします

感染症名	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウィルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発疹	解熱し機嫌がよく、全身状態が良いこと
伝染性軟属腫(水いぼ)	全ての水いぼを、衣類、包帯、ばんそうこう等で覆えること
伝染性膿痂疹(とびひ)	浸出液が染み出ないように、病変部を全てガーゼなどで覆えること
アタマジラミ	出席停止の必要はないが、できるだけ早期に適切な治療をする。

(医療機関名) _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日受診)に

において、上記と診断されましたが、その後、集団生活に支障がないと判断しました

ので、 _____ 年 _____ 月 _____ 日 より登園します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____ 印

※上記の感染症については、「登園のめやす」を参考に、医師の診断に従ってください。

※回復後の登園の際には、「登園届」を記入しご提出ください。

あけぼし保育園施設長様

インフルエンザ 経過報告書 (保護者記入)

インフルエンザによる出席停止期間の基準については、学校保健安全法施行規則第 19 条により「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで」と規定されていることから、登園する際には、下記事項をご記入・ご確認の上、提出をお願い致します。

クラス名		園児名	
------	--	-----	--

① 受診医療機関名：									
② 発症日：	年	月	日 (病気による熱等の症状が始まった日)						
③ 診断日：	年	月	日 (医療機関で診断された日)						
④ 診断型：	A 型	・	B 型	・	不明	・	その他 ()		
⑤ 処方薬：	イナビル	・	リレンザ	・	タミフル	・	ゾフルーザ	・	その他 ()

⑥ 体温の経過

	体温測定月日	測定時間：体温	備考
発症日	月 日	時 分： 度	発症後 5 日間は 解熱しても必ず お休みとなります。 ※詳しくは参考資料 をご確認ください。
1 日目	月 日	時 分： 度	
2 日目	月 日	時 分： 度	
3 日目	月 日	時 分： 度	
4 日目	月 日	時 分： 度	
5 日目	月 日	時 分： 度	
6 日目	月 日	時 分： 度	
7 日目	月 日	時 分： 度	
8 日目	月 日	時 分： 度	
9 日目	月 日	時 分： 度	
10 日目	月 日	時 分： 度	

上記のとおり、発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 3 日を経過しましたので、
本日より登園いたします。

年 月 日

保護者名：

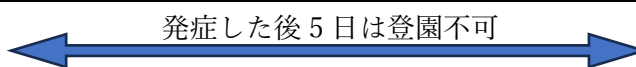
参考資料

インフルエンザにおける出席停止期間

『出席停止期間』 = 『発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで』

※発症した次の日を 1 日目として最低でも 5 日間は出席停止とする。

発症後 3 日目以降に解熱した場合には、解熱後 3 日を経過するまで出席停止となるため、5 日を超えての出席停止となる。

発症日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目
									
発熱	→ 解熱	×	×	×	×	○	○	○	○
発熱	→ 解熱		×	×	×	○	○	○	○
発熱	→ 解熱			×	×	×	○	○	○
発熱	→ 解熱				×	×	×	○	○
発熱	→ 解熱					×	×	×	○

☆1 日のうちで発熱したり、解熱したりした場合は発熱期間とします。

☆この経過報告書は、病院での医師の診断・治療後に保護者が記載し、出席停止期間終了後の初回登園時に園への提出をお願いします。

☆これとは別に医師が記入する書類などの提出は必要ありません。

新型コロナウイルス経過報告書 (保護者記入)

施設名 _____ 保育園
 園児名 _____
 受診日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()
 受診医療機関 _____

1 出席停止期間中の体温および症状の「有・無」をご記入ください

		発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月/日 (曜日)		/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
朝	体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	症状									
夕	体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	症状									

必ず登園ができない期間

新型コロナウイルス出席停止期間：発症日を0日目として5日経過し、かつ、症状軽快後24時間経過するまで

2 症状が「有」の場合、該当する症状すべてに○をご記入ください

症状	咳・鼻水・のどの痛み・頭痛・嘔吐・下痢・体のだるさ・その他 ()
----	-----------------------------------

*無症状で陽性の場合、検体採取日が発症日0日となります。

ただし、その後症状が出現した場合は、症状出現日が発症日となります。

*自宅で抗原検査キットを使用する場合、乳幼児は検査結果の判定が難しいことがあります。検査を行う場合には必ず医療機関を受診してください。

保育園長 様

上記の通り、発症後5日を経過し、かつ症状軽快 _____ 月 _____ 日(朝・夕)から1日を経過し体調が回復しましたので登園させます。 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____